

# 秋田県信用組合 返還不要の給付型奨学金 〈しんくみ はばたき奨学金〉

## 令和3年度奨学生募集のお知らせ

当組合返還不要の給付型奨学金は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な学資金等の一部を給付する**返還不要の給付型奨学金制度**として、将来の有用な人材を育成する目的で平成28年1月に創設いたしました。

この度、令和3年度の奨学生を募集致しますので、受給ご希望の方は次の募集要綱をご確認のうえお申込み下さい。

### 募 集 要 綱

#### 1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 秋田県内の高等学校および工業高等専門学校(但し3年生まで)に在学の母子家庭・父子家庭の学生で、本人及び保護者が秋田県内に住所を有している方。
- (2) 収入要件

本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者1人)の収入(複数ある場合はその合計額)が下記金額以下であること。

| 収入要件 | 給与所得者                    | 給与所得以外                    |
|------|--------------------------|---------------------------|
|      | 270万円(税込み)<br>源泉徴収票の支払金額 | 135万円(税込み)<br>確定申告書等の所得金額 |

#### 2. 募集人員

30名(当組合の基準により受給者を決定します。)

#### 3. 募集期間

令和3年4月1日(木)から4月15日(木)までの当組合の営業日

#### 4. 受給者への決定通知

募集期間終了後4月末迄に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡します。

〔1年毎に受給者を決定します。  
次年度募集時再応募可能、但し応募は1学年1回とし3回を限度とします。〕

#### 5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

- (1) 給付額 年額1人当たり100,000円(総額 3,000,000円)
- (2) 給付期間 1年間
- (3) 給付時期・方法

5月以降、毎月25日に当組合に開設いただいた口座(奨学生名義で既存口座可)に振込みます。ただし、当組合の休日に当たるときは、その前営業日とします。

4月分の奨学金は5月分と合わせて20,000円の給付を行います。なお、6月分以降は、毎月8,000円の給付を行います。

#### 6. 奨学生となった者の責務

年2回(9月と2月)、就学状況レポートを提出していただきます。期限までに提出されない場合は、奨学金の支給を中止することがあります。

## 7. 応募手続き

### (1) 提出書類

- ①秋田県信用組合返還不要の給付型奨学金給付申請書
- ②個人情報の保護に関する同意書
- ③在学証明(原本)(新学年の在学証明)
- ④住民票謄本(原本)(住民票の世帯全員の続柄記載のもの)
- ⑤収入に関する書類

※営業店窓口にて準備しております。

内容をご確認のうえ、受給者ご本人と保護者の方の署名捺印をお願い致します。

- ・給与所得者…令和2年分源泉徴収票(原本) 当組合でコピーを取らせていただき返却いたしますので、必ず原本をご持参ください。
- ・給与所得以外…《確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合》
  - ・令和2年分確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)  
税務署の受付印が無いものは、受付できません。
  - 《確定申告を電子申告により行った場合》
    - ・令和2年分申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)
    - 《公的年金受給の場合》
      - ・公的年金等の源泉徴収票(最新)(写し)
      - 《その他》
        - ・その他年間の収入がわかる書類(最新)  
※生活保護受給分は、収入額に含めない。

※ 公正を期すため必ず令和2年度のものをご提出ください。令和元年度以前のものではお受けできません。

(2) 申込先……当組合本部(総務部)、営業店窓口

## 8. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

## 9. 奨学金の給付休止・中止

- (1) 奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。
- (2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻して戴きます。また、復学等した場合は速やかに当組合に届出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止又は中止します。
- (3) 休止・中止の事由
  - ①給付の休止 受給者が休学したとき
  - ②給付の中止
    - ア. 受給者が退学したとき、又は秋田県外の高等学校に転校したとき
    - イ. 受給者が死亡したとき
    - ウ. 高校生(受給者)及び保護者が秋田県内に住所を有しなくなったとき
    - エ. 母子家庭・父子家庭でなくなったとき
    - オ. 就学状況レポートが提出されなかったとき

## 10. その他

ご提出いただいた書類は返却致しません。当組合において厳格に処理・管理させていただきますので、予めご了承下さい。

お問合せ先  
秋田県信用組合総務部 〒010-0011 秋田市南通亀の町4-5  
TEL 018-831-3551  
受付：当組合営業日(月～金) 9:00～17:00